

発議第5号

朝来市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
朝来市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年9月29日提出

提出者 朝来市議会議員 森 下 恒 夫

賛成者 朝来市議会議員 渕 本 稔

同 水 田 文 夫

同 藤 本 邦 彦

提案理由要旨

市民の多様な意見の把握、意見交換の場の設定、広報広聴活動に関する協議等を行う場として、広聴広報委員会を新たに設けるため、所要の規則整備をしようとするものです。

朝来市議会規則第 1 号

朝来市議会会議規則の一部を改正する規則

朝来市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案				改 正 前			
別表（第159条関係）				別表（第159条関係）			
名 称	目 的	構成員	招集権者	名 称	目 的	構成員	招集権者
議案説明会	議案等の審査、調査活動のための報告と調整	議員	議長	議案説明会	議案等の審査、調査活動のための報告と調整	議員	議長
政策説明会	議案等の審査、調査活動のための政策説明と調整	議員	議長	政策説明会	議案等の審査、調査活動のための政策説明と調整	議員	議長
調査研修会	政策形成能力の向上のための政策課題等の調査と研修活動	議員	議長	調査研修会	政策形成能力の向上のための政策課題等の調査と研修活動	議員	議長
常任委員会協議会	各常任委員会の所管に属する事項の報告と調整	各常任委員	各常任委員長	常任委員会協議会	各常任委員会の所管に属する事項の報告と調整	各常任委員	各常任委員長
正副委員長会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	正副議長、議会運営委員会正副委員長及び各常任委員会正副委員長	議長	正副委員長会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	正副議長、議会運営委員会正副委員長及び各常任委員会正副委員長	議長
議員全員協議会	議会の運営に関する協議又は調整及び市政に関する重要事項に関する協議又は調整	議員	議長（一般選挙後、議長が選出されるまでの間は、議会事務局長）	議員全員協議会	議会の運営に関する協議又は調整及び市政に関する重要事項に関する協議又は調整	議員	議長
広聴広報委員会	朝来市議会基本条例（平成21年朝来市条例第16号）に規定する市民の多様な意見の把握及び意見交換の場の設定並びに議会広報紙の発行等の広報広聴活動に関する協議又は調整	各常任委員会から選出された議員6人（うち2人は当該常任委員会副委員長）	広聴広報委員長（委員長が選出されるまでの間は、議長）				

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。